

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

令和元年5月15日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般元第15号

1 調達内容

(1) 借入件名

輪転謄写機（デジタル印刷機）の借入れ、保守及び消耗品の供給

(2) 借入件名の数量

次表のとおり。

分 類		台 数
モノクロ機	A 3機	16台
	B 4機	108台

(3) 借入件名の特質等

仕様書による。

(4) 借入場所

仕様書に示す設置場所

(5) 設置期限

仕様書に示す設置期限

(6) 借入期間

令和元年9月1日から令和4年8月31日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(7) 入札方法及び入札書の記載方法

入札説明書による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成29年広島県告示第376号（平成30年から平成32年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「02A レンタル・リース」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 仕様書に示された性能等の要件を全て満たしている物品を納入することができる者であること。

- (5) 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを円滑に行うことができる体制が整備されている者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で、上記2(2)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
令和元年5月15日(水)から令和元年5月29日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。
また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部総務事務課(広島県庁舎南館1階)
電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

4 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部総務事務課(広島県庁舎南館1階)
電話(082)513-2141(ダイヤルイン)
 - イ 交付期間
令和元年5月15日(水)から令和元年5月29日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。
 - ウ 入手方法
広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。
- (2) 入札参加資格の確認
 - ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格

の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出しなければならない書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書
- (イ) 機種提案書
- (ウ) 保守確約書

ウ 提出先

上記(1)アの場所

エ 提出期限

令和元年5月29日（水） 午後5時

オ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記エの期限までに必着することとする。

カ 入札参加資格の確認結果の通知

令和元年6月5日（水）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

次表のとおり。

分 類		日 時
モノクロ機	A 3機	令和元年7月1日（月） 午前10時00分
	B 4機	令和元年7月1日（月） 午前10時30分

イ 場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県庁舎南館1階入札室

(4) 事前に入札書を提出する場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和元年6月28日（金） 午後4時30分

ウ 提出方法

封印した入札書を持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

5 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に求められる義務
上記4(2)カにより、入札参加資格に適合するとされた者は、入札書を提出期限までに提出しなければならない。
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約における特約事項
この入札による契約は、令和2年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。
- (6) 契約書の作成の要否
要
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) その他
入札説明書及び仕様書による。

7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）
電話（082）513-2141（ダイヤルイン）

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Lease and maintenance of

Digital Duplicator in the next list. (including provision of related supplies)

Classification		Number
Machine for black and white	Machine for A3 printing	16sets
	Machine for B4 printing	108sets

- (2) Lease period: From 1 September, 2019 through 31 August, 2022 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
- (3) Lease place: Specified in the bid explanation form.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m., 29 May, 2019
- (5) Date and time for tenders:

Classification		Date and time
Machine for black and white	Machine for A3 printing	10:00 a.m., 1 July 2019
	Machine for B4 printing	10:30 a.m., 1 July 2019

(Tenders submitted by mail 4:30 p.m, 28 June, 2019.)

- (6) Contact point for the notice: General Administration Division, Accounting Department Office of the Treasury, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Nakaku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2141 (direct dialing)